

日本美容内科学会 会員各位

自由診療における GLP-1 製剤・NMN/NAD⁺点滴・未承認再生医療等 製品の適正使用に関する提言

令和 7 年 11 月 19 日

一般社団法人 日本美容内科学会

理事長 青木 晃

近年、美容医療を含む自由診療領域では、GLP-1 受容体作動薬、NMN/NAD⁺製剤、さらには幹細胞培養上清液やエクソソーム製剤など、加齢関連疾患や美容・ダイエット目的に応用される治療が急速に広がっています。

これらの治療法は正しく理解し、適切に行えば患者の QOL 向上に大きく寄与しうる可能性がある一方で、誤った使用は医療安全や患者のベネフィットを損なう恐れがあります。

本学会は、厚生労働省医政局長による令和 6 年 3 月 22 日付通達「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取り扱い等について」に基づき、以下の通り提言いたします。

1. GLP-1 受容体作動薬（リベルサス・マンジャロ等）の使用について

GLP-1 製剤は、糖尿病治療薬として確立された安全性と有効性を有し、内科医が適正に管理すれば極めて有用な薬剤です。近年、これを健常人のダイエット目的で自由診療下に使用するケースが増えていますが、その多くで、**内科的問診・血液検査の省略、服薬指導の不徹底、副作用や合併症の見逃し**などが問題となっています。

本学会は、GLP-1 製剤の適応外使用を安易に推奨するものではありませんが、**アンチエイジング・ドラッグ、メタボリックシンドローム改善薬**としての

可能性を鑑み、正しい知識と医学的管理のもとで安全に用いることを推進します。そのために、今後、本学会が中心となって、GLP-1 製剤の「美容医療における適正使用指針」を策定し、医師教育と啓発活動を展開してまいりたい所存です。

2. NMN/NAD⁺点滴療法について

NMN や NAD⁺は、細胞エネルギー代謝やミトコンドリア機能維持に関わる重要な分子として注目されていますが、現在日本国内では点滴用製剤に関しては、医薬品としての承認を受けておらず、流通している多くは試薬レベルの製品です。臨床使用に際しては、製品の由来・品質管理・安全性データを確認の上、患者への十分な説明と同意を得ることが不可欠です。

本学会は NMN/NAD⁺点滴の潜在的有用性を否定するものではなく、今後のエビデンス構築に資するよう、臨床データの収集・共有・研究倫理の遵守を会員に呼びかけます。NMN/NAD⁺点滴は、NMN の内服では NAD⁺が上がってこない者、NAD⁺点滴が治療として有用な難治性の疾患を持つ患者などに限るべきであり、健常人で NMN サプリメントの内服で十分な NAD⁺上昇効果が得られる者に対しては原則として行うべきではないと考えます。

3. 幹細胞培養上清液およびエクソソーム製剤の使用について

幹細胞培養上清液やエクソソーム製剤は、現時点で医薬品医療機器等法に基づく承認を受けておらず、静脈投与による全身投与は原則として行うべきではありません。

使用を検討する場合は、製品の安全性・由来・加工過程を明確にし、関連法規を遵守の上、慎重に判断してください。

特に、他家由来製剤を点滴投与する行為は、予期せぬ免疫反応や感染リスクを伴うことが報告されています。

本学会は、再生医療等の発展を支える立場から、**科学的根拠の蓄積と患者安全の確保**を両立する指針づくりに取り組みます。

付記

WADA（World Anti-Doping Agency）から提起されました ドーピング薬剤リスト、科学的小よび規制上の根拠に基づき、日本美容内科学会は以下の見解を示します。

成長因子を含有する幹細胞培養上清液およびエクソソーム製剤をアスリートに対して静注・点滴等の生体内投与を行うことは、ドーピング行為に該当するリスクが極めて高く、競技資格を損なう可能性があります。

本学会は、アスリートに対する成長因子含有製剤の生体内投与は、ドーピング防止の観点から原則として行うべきではないという立場を明確にします。

結語

美容医療における自由診療は、医師の専門的判断と倫理性の上に成り立つ高度な医療行為です。本学会は、GLP-1 製剤、NMN/NAD⁺点滴、未承認再生医療等製品の臨床応用について、科学的根拠と安全管理を重視しながら、「健全な自由診療下での美容内科医療」の確立を目指します。今後も、会員各位の理解と協力のもと、エビデンスに基づいた美容内科医療の確立に取り組んでまいります。